

主要国連人権機関

人権理事会 (Human Rights Council)

(定期会期: 年3回、3、6、9月)
(特別会期: 理事国の3分の1以上の承認)

人権理事会下に設置された機関・手続き

特別手続き (別紙一覧)¹

諮問委員会

先住民族の権利に関する専門家機関 (EMRIP)

マイノリティフォーラム

社会フォーラム

個人通報制度

普遍的定期審査 (UPR)

政府間作業部会

発展の権利

ダーバン宣言と行動計画

(子どもの権利条約選択議定書)

ICERD 補完標準特別委員会

人権教育とトレーニング国連宣言草案

民間軍隊と治安維持会社の規制的枠組み

条約機関 (Treaty Bodies)

自由権規約委員会: ICCPR

社会権規約委員会(CESCR): ICESCR

人種差別撤廃委員会(CERD): ICERD

女性差別撤廃委員会(CEDAW): CEDAW

拷問禁止委員会(CAT): CAT

拷問禁止小委員会(SPT): OPCAT

子どもの権利委員会(CRC): CRC

移住労働者の権利委員会(CMW): ICPMW

障害を持つ人の権利委員会(CRPD): ICRPD

強制失踪委員会(CED): ICPED

国連総会

国連総会第3委員会

経済社会理事会

...

¹ 特別手続きの具体的なテーマと国の一覧は別紙参照:

http://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2013/11/HRC_specialprocedures_list.pdf